

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案
要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正（第一条による改正関係）

一 特定労働者派遣事業の廃止

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすること。
（第二条、第二章第二節関係）

二 労働者派遣事業の許可の基準

労働者派遣事業の許可の基準として、申請者が当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを追加するものとする。 （第七条第一項関係）

三 運用上の配慮

厚生労働大臣は、労働者派遣事業に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等

に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならないものとする。こと。（第二十五条関係）

四 労働者派遣契約の内容

労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所に加え、組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）についても定めなければならないものとする。こと。（第二十六条第一項関係）

五 就業条件等の明示

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするとき（九の１の（一）から（四）までのいずれかに該当する場合を除く。）は、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、次の事項についても明示しなければならぬものとする。こと。（第三十四条第一項関係）

(一) 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が七の二に抵触することとなる最初の日

(二) 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が九の１に抵触することとなる最初の日

六 派遣先への通知

１ 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、当該労働者派遣に係る派遣労働者が九の１の(二)の厚生労働省令で定める者であるか否かの別についても派遣先に通知しなければならないものとする。

(第三十五条第一項関係)

２ 派遣元事業主は、派遣先に通知をした後に当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認の有無に関する事項等に変更があつたときについても、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならないものとする。(第三十五

条第二項関係)

七 労働者派遣の期間

1 派遣元事業主が、労働者派遣の期間制限に抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に対し通知しなければならないこととしている規定を削除すると。
(第三十五条の二関係)

2 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（九の1の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除く。）を行ってはならないものとする。こと。
(第三十五条の三関係)

八 特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等

1 派遣元事業主は、その雇用する有期雇用派遣労働者であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつた者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に

対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第三十条第一項関係)

(一) 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること。
(二) 派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限る。）の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

(三) 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

(四) (一)から(三)までのほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものその他の雇用の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものを講ずること。

2 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に対し、1

の措置を講じなければならないものとする。 (第三十条第二項関係)

3 厚生労働大臣は、2に違反した派遣元事業主に対し、指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお2に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。 (第四十八条第三項関係)

4 労働者派遣事業の許可の取消し事由として、3の指示を受けたにもかかわらず、なお2に違反したときを追加するものとする。 (第十四条第一項関係)

九 労働者派遣の役務の提供を受ける期間

1 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないものとする。ただし、当該労働者派遣が次のいずれかに該当するものであるときは、この限りでないものとする。 (

第四十条の二第一項関係)

(一) 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣

(二) 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認

められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣

(三) 事業の開始等のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されている業務等に係る

労働者派遣

(四) 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定により休業する

場合等における当該労働者の業務に係る労働者派遣

2 1の派遣可能期間は、三年とするものとする。 (第四十条の二第二項関係)

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して労働者派遣（1の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除く。）の役務の

提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日以後当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について1に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間（4において「意見聴取期間」という。）に、三年を限り、派遣可能期間を延長することができるものとする。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とするものとする。 (第四十条の二第三項関係)

4 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等（当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、当該過半数組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第四十条の二第四項関係）

5 派遣先は、4により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならないものとする。こと。（第四十条の二第五項関係）

6 派遣先は、派遣可能期間を延長したときは、速やかに、派遣元事業主に対し、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について1に抵触することとなる最初の日を通知しなければならないものとする。こと。（第四十条の二第六項関係）

7 厚生労働大臣は、1の(二)の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとするときも、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第四十条の二第七項関係）

8 派遣先は、派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（１の（一）から（四）までのいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けてはならないものとする。こと。（第四十条の三関係）

9 厚生労働大臣は、派遣先が１、４、５若しくは８に違反しているとき、又はこれらに違反して指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらに違反するおそれがあると認めるときについても、当該派遣先に対し、必要な措置等をとるべきことを勧告することができるものとする。こと。（第四十条の二第一項関係）

10 厚生労働大臣は、９の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。こと。（第四十九条の二第二項関係）

十 特定有期雇用派遣労働者の雇用の推進

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年以上の期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣（九の１の（一）

から(四)までのいずれかに該当するものを除く。)の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該業務に労働者を従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該業務に従事した特定有期雇用派遣労働者(継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。)を、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならないものとする。こと。(第四十条の四関係)

十一 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知

1 派遣先は、当該派遣先の同一の事業所その他派遣就業の場所において派遣元事業主から一年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該事業所その他派遣就業の場所において労働に従事する通常の労働者の募集を行うときは、当該募集する労働者が従事すべき業務の内容等を当該派遣労働者に周知しなければならないものとする。こと。(第四十条の五第一項関係)

2 派遣先は、当該派遣先の同一の事業所その他派遣就業の場所において労働に従事する労働者の募集を行うときは、当該事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者(継続して就業する

ことを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該募集する労働者が従事すべき業務の内容等を当該派遣労働者に周知しなければならないものとする。こと。（第四十条の五第二項関係）

十二 段階的かつ体系的な教育訓練等

1 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならないものとする。こと。この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならないものとする。こと。（第三十条の二第一項関係）

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならないものとする。こと。（第三十条の二第二項関係）

十三 直接雇用の推進

派遣元事業主がその雇用する派遣労働者等の雇用の安定を図るために講ずるよう努めることとされている措置として、派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を確保することが含まれることを明記するものとする。 （第三十条の四関係）

十四 待遇に関する事項等の説明

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇の確保のため配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該派遣労働者に説明しなければならないものとする。 （第三十一条の二第二項関係）

十五 派遣先における適正な派遣就業の確保等

1 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対しても実施するよう配慮しなければならないものとする。 （第四十条第二項関係）

2 派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、業

務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないものとする。

（第四十条第三項関係）

3 派遣先は、派遣元事業主により派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先の労働者の賃金水準に関する情報を提供することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるように配慮しなければならないものとする。（第四十条第五項関係）

4 3のほか、派遣先は、十二の措置等が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報であって当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならないものとする。（第四十条

第六項関係）

十六 派遣元責任者（第三十六条関係）

1 派遣元責任者の要件に、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として厚

生労働省令で定める基準に適合するものであることを追加するものとする。

- 2 派遣元責任者の職務に、派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関することを行うことを追加するものとする。

十七 派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳（第三十七条及び第四十二条関係）

次の事項を、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳の記載事項に追加するものとする。

- (一) 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- (二) 九の1の(二)の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- (三) 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行った日時及び内容

十八 事業主団体等の責務

- 1 派遣元事業主を直接又は間接の構成員とする団体は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。（第四十七条の三第一項関係）

- 2 国は、事業主団体に対し、派遣元事業主の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保

護等に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。 (第四十七条の三第二項関係)

十九 その他

七の２に違反した者に対し所要の罰則を科すこと、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、あらかじめ、派遣元事業主に対し派遣先の事業所その他派遣就業の場所の業務について九の１に抵触することとなる最初の日を通知することその他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正 (第二条による改正関係)

一 労働契約申込みなし制度

労働者派遣の役務の提供を受ける者が次のいずれかに該当する行為を行った場合についても、労働契約の申込みをしたものとみなすものとする。

- (一) 第一の九の１に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること (同九の４の意見の聴取の手續のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同九の１に違反することとなったときを除く。)。

(二) 第一の九の八に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日から施行するものとする。 (附則第一条

関係)

二 検討

1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、改正後の労働者派遣法の施行の状況を勘案し、改正後の労働者派遣法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 政府は、1にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、改正後の労働者派遣

法の規定について速やかに検討を行うものとする。こと。（附則第二条第二項関係）

3 政府は、派遣労働者と派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条第三項関係）

三 特定労働者派遣事業に関する経過措置

この法律の施行の際現に特定労働者派遣事業を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、第一の一にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができるものとする。こと。（附則第六条関係）

四 同一の派遣労働者に係る労働者派遣期間の制限に関する経過措置

第一の七の2及び九の8は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用するものとする。こと。（附則第七条関係）

五 同一の派遣先の事業所その他派遣就業の場所に係る派遣可能期間の制限に関する経過措置

第一の九の1は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用し、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、なお従前の例によるものとする。 （附則第九条関係）

六 経過措置等

三から五までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。